平成２８年（フ）第８１号
山梨県中央市臼井阿原1709番地61
破産者　間下　一仁
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８６号
山梨県笛吹市石和町市部1182番地６
破産者　浅川　　洸
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９４号
山梨県甲府市和戸町920番地　５―406号
破産者　塚原　諒二
1　決定年月日　平成28年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６０７号
札幌市中央区南29条西11丁目２番５―202号
破産者　久崎　博久
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７６１号
札幌市白石区南郷通17丁目南２番10号、住民票上の住所札幌市清田区平岡４条２丁目11番２号
破産者　矢部　　直
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５３号
青森県弘前市大字湯口字一ノ安田90番地１、旧住所東京都江戸川区中葛西８丁目11番19―303号
破産者　澤田　　茜
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第７号
山形県鶴岡市みどり町20番32―10号５号、前住所山形県鶴岡市熊出字下村198番地
破産者　五十嵐初男
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第８号
山形県酒田市旭新町８番13号
破産者　峯田　林一
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第３７１号
埼玉県川口市大字芝5346番地の２
破産者　田村　光夫
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４８２号
さいたま市北区本郷町1594番地４
破産者　菅野　安政
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４６号
愛知県豊川市西島町中井33番地１　医療法人宝美会豊川青山病院、住民票上の住所愛知県豊橋市梅薮町字屋敷18番地
破産者　春田　典久
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第６１号
愛知県豊橋市柱六番町77番地（１―Ｇ）
破産者　杉田　勇人
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１６３７号
大阪府岸和田市尾生町597番地　通称中尾生町
破産者　耕阪　　哲
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４１５号
大阪市鶴見区今津北５丁目４番12号
破産者　萩野　　仁
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３０５号
大阪市東成区玉津１丁目３番９号
破産者　新谷　晶子
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７５号
大阪市東淀川区上新庄３丁目１番３―715号、開始決定時大阪市東淀川区小松２丁目５番23―1101号
破産者　河野　純一
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３７号
大阪府茨木市総持寺台12番402号、前住所大阪府茨木市沢良宜西１丁目22番26号の３
破産者　安部　裕夫
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８９号
大阪市住吉区我孫子東２丁目３番18―506号
破産者　近藤マサ子
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０６号
大阪市住吉区南住吉４丁目９番５―515号
破産者　兵頭智恵こと　沈　　智恵
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部